変更後：イ　株式会社日本海洋資格センター
本社
福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番５号アサコ博多ビル７階
ロ　株式会社日本海洋資格センター
長崎事務所
長崎県長崎市中町１番25号ＭＪＭ中町ビル２階
ハ　株式会社日本海洋資格センター
九州海技学院
熊本県宇城市三角町三角浦1193番地
ニ　株式会社日本海洋資格センター
中国事務所
広島県広島市西区観音新町四丁目14番広島観音マリーナ内
ホ　株式会社日本海洋資格センター
沖縄事務所
沖縄県那覇市港町二丁目16番１号ピックライスビル６階
ヘ　株式会社日本海洋資格センター
関西事務所
兵庫県西宮市西宮浜一丁目31番地西宮浜産業交流会館４階
ト　株式会社日本海洋資格センター
北海道事務所
北海道函館市新川町４番地３号新川町ビル２階

4．変更年月日　令和８年５月１日
5．変更の理由　北海道事務所の追加のため

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 占用を制限する区域　富山県下新川郡入善町椚山字上堂四二四〇番五から同町入膳字上諏訪四六四八番五まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年五月三十日
(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の四第１項の規定により施行していた二級河川の特定河川工事を次のとおり完了したので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の八第一項の規定により公示する。

令和八年五月二十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

一　河川の名称　河原田川水系河原田川
二　区間　輪島市熊野町地先から同市西脇町地先まで
三　工事の内容　災害復旧事業に関する工事として行う河道埋塞箇所の復旧
四　工事完了の日　令和八年五月二十九日

狩野川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第１項の規定に基づき、令和八年五月十一日に、狩野川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。

令和八年五月二十九日　中部地方整備局長　森本　輝

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日　北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十六号
(三) 占用を制限する区域　北海道河西郡更別村字更別北１線九七番１地先から同村字更別北１線九七番二地先まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年五月二十九日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月29日　国土交通大臣　金子　恭之

地域	種類	縮尺	実施時期	所属番号	図名	摘要
地形図	2万5千分1		令和８年	石巻 11—1	網地島	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	〃	御蔵島 1—4	御蔵島	〃
〃	〃	〃	〃	御蔵島 11—2	往郷	〃
〃	〃	〃	〃	高田 14—3	名立大町	〃
〃	〃	〃	〃	高田 15—3	湯川内	〃
〃	〃	〃	〃	富山 2—4	糸魚川	〃
〃	〃	〃	〃	富山 3—2	雨飾山	〃
〃	〃	〃	〃	富山 3—3	小滝	〃
〃	〃	〃	〃	富山 3—4	越後平岩	〃
〃	〃	〃	〃	富山 4—3	白馬岳	〃
〃	〃	〃	〃	富山 4—4	白馬町	〃
〃	〃	〃	〃	富山 7—1	親不知	〃